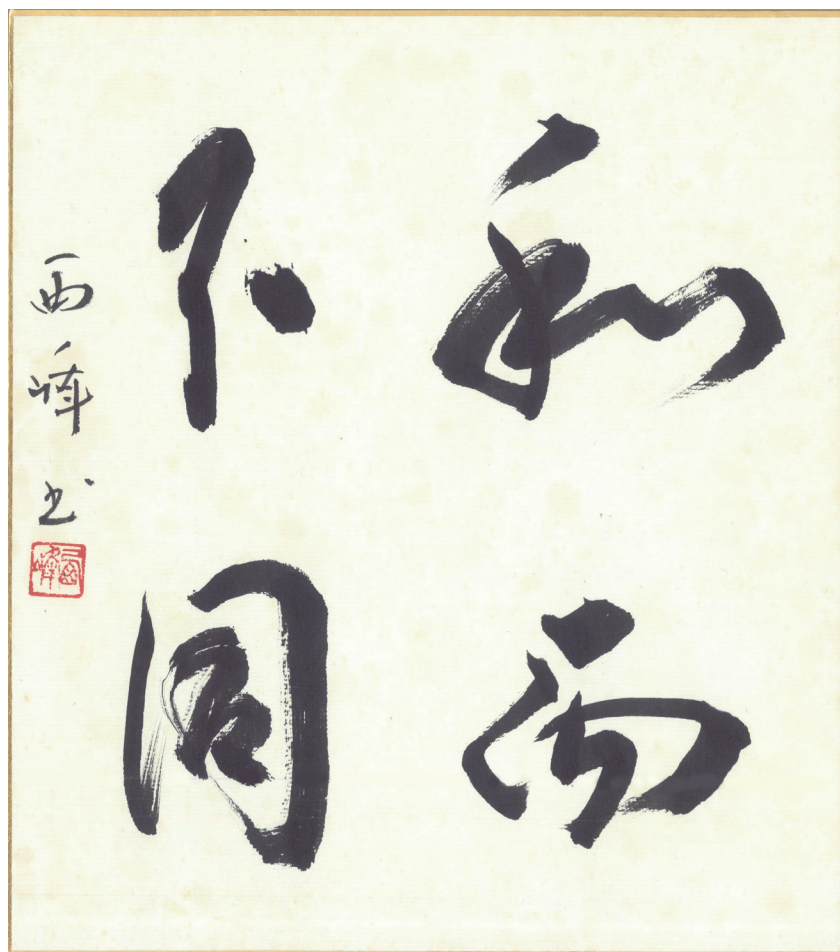


谷口總合法律事務所報



No. 50

令和3年12月

所長雑感～デジタルトランスフォーメーション

所長 弁護士 谷口 直大

最近、「DX」という言葉を頻繁に耳にするようになりました。

私にとっては、「DX」といえば、「デラックス」の略称であり、そこから連想されるのは「DX(デラックス)超合金マジンガーZ」などと相場が決まっているのですが、どうやら、最近巷間で取りざたされる「DX」は、それとは別物のようです。

「DX」とは、「デジタルトランスフォーメーション(Digital transformation)」の略称で、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説であり、ビジネス用語としては、「企業がテクノロジー(IT)を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させる」という意味合いで用いられるようです。

実務的には、IT技術の導入による効率化・高度化による事業改善を意味して用いられているように思います。

弁護士や裁判所を含む司法業界は、一般的にIT化が遅れており、その導入にも消極的であると言われています。

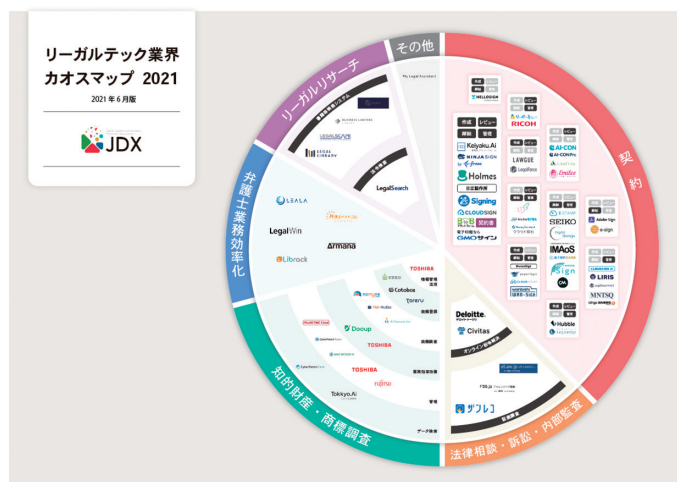
「書類の授受をいまだにFAXでやり取りしていること」がその象徴として指摘されたりもします。

そんな司法業界ですが、ようやく裁判のIT化が進められ、法律事務所向けのIT技術(リーガルテック)も次々と開発され、その導入が進んでいる状況にあるように思われます。

法律事務所に導入されつつあるリーガルテックとしては、

- (1)判例検索
- (2)文献検索
- (3)スケジュール管理
- (4)案件管理
- (5)文書管理
- (6)顧客管理
- (7)会計管理
- (8)ファイル共有
- (9)ナレッジ共有
- (10)WEBミーティング
- (11)AI契約書レビュー
- (12)チャットコミュニケーション

などが挙げられ、弁護士業務の様々な場面でDX(デジタルトランスフォーメーション)を実現することのできるツールが開発されています。



(参 考)

当事務所も、本年より、積極的にリーガル
テックの選定・導入作業を進めております。

①判例検索サービスは以前から導入して
いますが、今般、文献検索サービス(Leagal
Library)も導入いたしました。

これにより、法令検索の充実を図り、より
迅速かつ的確な法律意見の形成・提供を実
現していきたいと思っております。

②また、Web ミーティング(Zoom 等)を積
極活用し始めました。

これにより、遠方に所在する方に来所の負
担をかけることなく、来所の場合と変わら
ない質の相談や打ち合わせができるように
しています。

③更に、来年には、クラウドサービスを用い
たスケジュール管理、案件管理、文書管理、
顧客管理、ナレッジ共有等を統合した業務
支援システムの導入を予定し、現在、鋭意
準備を進めております。

これにより、業務の円滑化・効率化を飛躍
的に高めることができるものと期待してい
ます。

以上のとおり、当事務所においても、時代
の流れに適切に対応し、DX(デジタルトラ
ンスフォーメーション)による業務の効率化・
高度化を実現し、クライアントの皆様へ提供
するリーガルサービスを更に良質化させてい
きたいと考えております。

閑話休題

当事務所では、中小企業向けの株主名簿管
理人サービスを開始しました。

同サービスを利用いただくことにより、株
主名簿管理の適正化が図られるとともに、当
弁護士法人が「株主名簿管理人」として公示
されるため、コンプライアンス体制の充実の
アピールにもなると考えております。

ご興味をもたれましたら、お気軽にお問
い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染拡大により、ゴル
フコンペ「谷口会」は中止が続いています。

令和4年春からは、是非再開したいと考
えておりますので、ゴルフ愛好家の皆様にお
かれましては、ご参加のほどよろしくお願い
します。



鯖江支所・支所長だより Vol. 10

～「裁判 IT」に思うこと～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

ニュースなどで耳にされている方もいらっしゃるかもしれませんが、現在、裁判所は、主に民事裁判(訴訟)について、「裁判手続の IT 化」に向けた動きを進めており、当然ながら、私たち弁護士も、その業務において、ある意味での「転換」を迫られています。

そして、この動きは、皆さまが(弁護士を通じてでも)裁判手続を利用されるに当たっても、今までとの違いを感じられるかもしれません。

この問題は、いま弁護士会においても絶賛議論中であり、私も、福井弁護士会では民事法委員会にて、日弁連では司法シンポジウム実行委員会(令和3年10月30日実施「民事裁判手続の IT 化とこれからの司法」)にて、議論に参加させていただいております。

本稿では、「実際にどうなるのか？」について、簡単にご説明しながら、私なりに思っていることをお話したいと思います。

による処理が実質義務化され、一般の方が民事訴訟を利用される場合には、紙媒体による手続が一定程度許容される予定です。

いわゆる「ペーパーレス」化の流れの一つであり、環境問題や(膨大な)情報管理の点では有益であると思います。

もっとも、私含めかなりの弁護士、あるいは裁判官も含め、「パソコン画面で相当量の文書を読む」ということに慣れていない気がします。しかも、読めばいいわけではなく、例えば弁護士なら、そこから相手方への反論の方向性を検討したりする作業も待っています。そうすると、結局、データを出力して作業する、ということになってしまいそうです。文書データを読むソフトを駆使すれば、今までのような作業も紙に出力することなく可能なかもしれませんが、「紙に印字された文字を読む」ことが当たり前だった私にとっては、慣れるのも一苦労です。

1 ペーパーレス(訴えの提起、準備書面の提出等)

訴えを起こすには、「訴状」という書面を、裁判所に提出しなければなりません(民事訴訟法第133条1項)。その他、裁判(訴訟)においては、多くの様々な「書面」のやり取りがなされます。FAXを使ったやりとりもある程度認められてはいますが、「紙」は必須です。

今回の IT 化では、訴えの提起をオンラインにて行うこと(PDF 化した文書データ等を所定のオンラインシステムに送付する等)が可能になり、その他、いままで「書面」でやりとりしていたものもオンライン上でデータをやり取りすることが予定されています。なお、弁護士がこれを行う場合は、オンライン

2 オンラインでの協議

民事訴訟手続においては、これまで、主に「弁論準備手続」という手続(一つの事件で概ね1か月1回の頻度で実施。)の中で、双方当事者(又はその代理人弁護士)及び裁判官との間で協議がもたれ、その事件の争点が整理されたり、双方への課題が裁判所より示されたり、進行について話し合ったりすることで、手続が進められていました。

この手続については、いずれか一方当事者(又はその代理人弁護士)が裁判所に実際に出頭する必要があります(他方は、電話会議システムによる参加が可能)、例えば、双方が裁判所から見て遠隔地に所在しているような事件においては、問題もありました(この点は、

いわゆる「司法過疎」の問題とも関わります。最寄りの裁判所まで行くのに1時間以上かかるという市民の方も、少なからずいらっしゃるのです。ちなみに、当鯖江支所も、福井地裁本庁までは車で40分、地裁武生支部までは車で20分かかります。

今回のIT化では、このような手続上の協議を、オンライン会議システム(音声と画像の送受信)を利用することにより、要は双方とも裁判所に出頭せずとも、手続が進められるようにする、というものです。提出されている書面や証拠(オンライン管理されています)を裁判官と代理人弁護士で参照しながら議論したり、次回までの課題を文書データで裁判所がまとめてそれを代理人に提示したり、といった方法を用いることで、より充実した議論が可能になる、というのです。

これ自体は、実際に京都でも、あるいは福井でも一部、弁護士が双方介入している事件について、すでに実施されており、実施対象地域では一定の日常化が進んでいるようです(「新型コロナ」の問題もあり、意外にも、早く浸透している気がします)。ちなみに、当鯖江支所が管轄内にある福井地裁武生支部については、来年5月から実施予定です。

裁判所に行かなくても裁判手続が進められる、というのは、種々の司法へのアクセス障

害を解消する上で画期的なものともいえます。しかし、これだと、そもそも各地方に裁判所を設置する必要がない、といったような考えも出てきかねず、紛争の特性に少なからず影響する「地域性」を踏まえた解決が困難になるのではないかな等の危惧も聞かれます。

さらに、私は、やはり、(たとえ画像送受信がなされていても)オンラインで人と話すのと、直接会って話すのとでは、得られるものも伝わるものも異なっているように感じます。裁判所や相手方代理人とのコミュニケーションの質は、紛争解決に大いに影響します。今回のIT化が、その点でマイナスに働かないよう、私としても留意しなければならないと思います。

以上、いろいろとお話しましたが、「裁判IT」の流れはもう止められるものではなく、数年以内に私たちの業務の仕方も相当変化するものと思われます。

あとは、その変化を十分に理解し、その中でベストパフォーマンスを依頼者の方に提供できるよう、私たちは努力するのみです。その中で、これまで私たちが依頼者の方に提供してきたリーガルサービスの質が、さらに良いものになるものと、私は信じています。

以上



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



所有者不明土地と令和3年法改正

弁護士 山崎 悠

1. はじめに

土地を所有する先代が亡くなり、相続が発生したものの、相続人が積極的にその土地の取得や処分を望まず、遺産分割手続や相続登記手続が取られないまま放置されることがあります。このような事態が繰り返されると、不動産の登記簿を確認したとしても、それだけでは土地の真の所有者が誰なのか分からない、あるいは、所有者が判明しても、その所有者が現在どこに所在しているのかが分からないという状態が生じます。

このように、真の所有者の氏名や所在が登記簿からは把握できない「所有者不明土地」の存在が、社会的に問題となっていました。

そこで本年、所有者不明土地の解消を図ることを目的として法改正がなされました。

本稿では、所有者不明土地を巡る問題点と、令和3年になされた法改正の内容をご紹介します。

「所有者不明土地の解消」という目的はシンプルですが、法改正の内容は多岐にわたっており、今後、法律の施行を見据えた様々な対応が必要となると思われます。本稿が、そのための一助となれば幸いです。

2. 所有者不明土地を巡る問題点

所有者不明土地が存在することにより生ずる問題点として、大きく分けて、次の3つが挙げられます。

一つ目は、「土地の所有者を搜索する者の負担が大きい」という問題です。

不動産登記簿には、不動産の所有者の住所及び氏名が記載されます。ところが、所有者が亡くなり相続が発生したのに相続登記や遺産分割登記が行われない、あるいは、所有者の住所が変更されたのに住所変更登記手続が行われないことによって、不動産登記簿を確認しても、実際の所有者が分からないという事態が生じます。このような所有者不明土地が存在する場合、土地の所有者を探し出すために、不動産登記簿の所有者の記載から戸籍や住民票を辿って真の所有者を見つけ出さなければならず、搜索する者が大きな負担を強いられることになります。

二つ目は、「共有の土地の処分や管理に関する合意形成が困難である」という問題です。

共有の土地を処分・管理するためには、土地の共有者の全員又は過半数の同意が必要です。しかしながら、土地の共有者の一部が不

明である場合、他の共有者が土地を処分・管理するために合意をしたいと考えても、容易にこのような合意が形成できなくなり、共有土地の処分や管理を行うことが困難になるという事態が生じることになります。

三つ目は、「近隣住民に不利益が生じるおそれがある」という問題です。

土地が適切に管理されていないことによって、近隣住民に不利益が生じている、あるいは、生じるおそれがある場合でも、その土地の所有者が不明であれば、近隣住民は、所有者に対し、適切な管理を行うよう求めることが困難になってしまいます。

3. どのような法改正がなされたか？

所有者不明土地が存在することによる上記のような問題点を踏まえて、本年、法改正がなされました。主要な改正の内容と、改正された法律は以下のとおりです。（本項では改正の内容の概観を述べるに留め、法律ごとの具体的な改正内容は、「4.」～「6.」で説明します。）

(1) 所有者搜索の負担の解消・実態に即した登記がなされるようにするための不動産登記制度の改正

- ・相続登記申請の義務化（不動産登記法の改正）
- ・住所変更登記申請の義務化（不動産登記法の改正）
- ・登記官が職権により不動産登録情報の表示・更新を図る仕組みの創設（不動産登記法の改正）

(2) 所有者不明土地の処分・管理の困難さの解消のための改正

- ・共有物の変更・管理に関する規律の見直し（民法（物権法）の改正）
- ・共有関係の解消に関する規律の見直し（民法（物権法）の改正）
- ・新たな土地管理制度の創設（民法（物権法）の改正）
- ・相続制度の見直し（民法（相続法）の改正）
- ・土地の所有権を手放すための新たな制度

の創設（相続土地国庫帰属法の新設）

(3) 隣接土地所有者への悪影響や不利益の解消のための改正

- ・相隣関係に関する規律の見直し（民法（物権法）の改正）

4. 不動産登記法の改正

(1) 相続登記申請の義務化

ア 改正前

改正前は、不動産の所有名義人が逝去し、相続の開始があった場合でも、相続人は所有権移転登記を行う義務を負いませんでした。そのため、相続が発生しているにもかかわらず、所有者名義の登記が変更されず、不動産の登記簿上、既に逝去した被相続人の所有者名義のまま放置されることが少なくありませんでした。

イ 改正後

そこで、今回の法改正により、不動産の所有権の登記名義人について相続の開始があった場合に、相続又は遺贈により不動産の所有権を取得した相続人に対し、所有権移転登記の申請を行うことが義務化されました。

相続（特定財産承継遺言を含む。）や遺贈により不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続開始があったことを知り、かつ、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行う必要があります。

また、相続登記を申請した後に、遺産分割が成立した場合、遺産分割によって法定相続分を超えて所有権を取得した相続人は、成立日から3年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請を行う義務も追加されました。ただし、相続登記の申請を行う以前（相続発生後3年以内）に、遺産分割が成立した場合には、遺産分割を踏まえた相続登記のみを行えば足ります。

これらの義務に違反した場合には、正当な理由がある場合を除き、10万円以下の過料が科されることになります。

ウ 相続登記申請に代わる簡易な「みなし」制度

相続人が全員、相続登記の申請をしなければならんとすると、相続人の負担が大きくなります。そこで、改正法は、相続登記申請に代わる簡易な制度を設けました。

これは、相続登記申請の義務化に伴って登記申請義務を負う相続人が、登記官に対して、①所有権の登記名義人について相続が開始したこと、②自らが登記名義人の相続人であることの2点を申し出ること、相続登記の申請があったものとみなすという制度です。なお、相続人は、この申出の際、所有者の登記名義人の法定相続人であることを示すために、戸籍謄本(又は抄本)を提供する必要があります。

相続人から、上記の申出を受けた登記官は、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記し、それによって、登記簿から相続人の氏名や住所等を把握することが可能になります。

このみなし制度は、戸籍謄本(又は抄本)の提供のみで足り、実際の相続登記の申請に比べて手続が容易であるため、法の施行後、実際にはこちらの制度が広く用いられるようになるのではないかと考えられます。

エ 施行時期

相続登記申請義務に関する法律の規定は、公布後3年以内に施行されます。

オ 施行後の注意点

相続登記申請義務は、改正法の施行日より前に相続の開始があった場合にも適用されることに注意が必要です。

すなわち、施行日以前に発生した相続についても、相続人は①施行日又は②自己のために相続があったことを知った日の、いずれか遅い日から3年以内に、相続登記の申請を行わなければなりません。

したがって、将来的には、相続の発生した時期を問わず、相続の対象となる不動産について相続人は相続登記申請義務を負うことになります。

現在、相続登記の申請がされないまま放

置された状態となっている不動産も対象となることから、今後、改正法の施行に向けて世間の問題意識が高まり、施行後は相続登記申請または前記のみなし制度による申出が活発になされることが予想されます。

(2)住所変更登記申請の義務化

ア 改正前

改正前は、不動産の所有者の登記名義人について住所に変更があった場合に、住所変更登記を申請することは義務づけられていませんでした。そのため、所有者について、不動産登記上の住所と実際の住所が異なるという事態が生じていました。

イ 改正後

そこで、今回の法改正により、不動産の所有権の登記名義人について住所の変更があった場合に、住所変更登記の申請を行うことが義務化されました。

住所の変更があった所有者の登記名義人は、変更があった日から2年以内に住所変更登記の申請を行う必要があります。

この義務に違反した場合には、正当な理由がある場合を除き、5万円以下の過料が科されることになります。

ウ 施行時期

住所変更登記申請義務に関する法律の規定は、公布後5年以内に施行されます。

エ 施行後の注意点

住所変更登記申請義務も、改正法の施行日より前に住所変更があった場合にも適用されることに注意が必要です。

すなわち、施行日前に住所等の変更があった場合でも、①施行日又は②住所変更日の、いずれか遅い日から2年以内に、住所変更登記を行う必要があります。したがって、現時点で住所変更登記がなされないまま放置されている不動産についても、所有名義人は将来的に住所変更登記を行わなければなりません。

(3) 登記官が職権により不動産登記情報の表示・更新を図る仕組みの創設

ア 改正前

改正前は、登記官が自らの職権で、不動

産登記情報を更新する制度が存在しませんでした。そのため、登記名義人から申請が無ければ登記情報が更新できず、これが所有者不明土地を生じさせる一因となっていました。

イ 改正後

そこで、改正法は、登記官が職権で不動産登記情報を更新することができる仕組みを新たに創設しました。

改正法の施行後、新たに所有権の登記名義人となる者には、登記申請の際、生年月日等の検索用情報を提供することとされました。

そして、登記官は、提供された検索用情報に基づき、住基ネットワークシステムに定期的に照会を行うなどし、登記名義人の死亡情報や住民等の変更情報などを把握したうえで、その情報を不動産登記に反映させることができるようになりました。

ウ 施行時期

登記官が職権で不動産登記情報を更新することができる仕組みに関する法律の規定は、公布後5年以内に施行されます。

5. 相続土地国庫帰属法の新設

(1) 改正前

改正前には、相続人が相続した土地の所有権を任意に放棄したり、国に帰属させたりすることのできる制度は存在しませんでした。

そこで、相続人が遠方に居住している等の理由で相続した土地の管理が困難であるため、相続人としては土地の処分を望む場合であっても、第三者に贈与や売却するしか方法はありませんでした。しかしながら、取得を望む第三者が存在しないことも珍しくはなく、結局、放置されてしまうことが少なくありませんでした。

(2) 改正後

そこで、新たに「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下「相続土地国庫帰属法」といいます。)

が新設され、これにより相続人が相続した土地の所有権を国庫に帰属させることが可能になりました。

(3) 対象となる土地

相続土地国庫帰属法によって国庫に帰属することができる土地は、どのような土地でもよいわけではなく、次の要件に該当しないことが条件となります。つまり、次の条件に該当しない限りは、国庫に帰属させることができるということになります。

ア 類型的に承認申請を行うことができない土地

- ①建物の存する土地
- ②担保権又は用益権が設定されている土地
- ③道路その他の他人による使用が予定されている土地
- ④土壌汚染がある土地
- ⑤境界不明確地や所有権の帰属等に争いがある土地

イ 土地の状況次第で承認申請が認められない土地

- ①通常の管理に過分の費用・労力を要する一定の崖地
- ②通常の管理・処分を阻害する地上の有体物(工作物、車両又は樹木その他の有体物)がある土地
- ③通常の管理・処分を妨げる地下埋設物等がある土地
- ④通常の管理・処分のために隣人等との争訟が必要な土地
- ⑤通常の管理・処分に過分の費用・労力を要する土地として政令に定めるもの

(4) 手続

土地を相続する相続人が法務大臣に対して承認の申請を行い、法務大臣の審査を経て、法務大臣が承認処分を行うという手続になります。

土地を相続する相続人が複数いて土地が共有状態になっている場合、承認の申請は共有者全員が共同して行う必要があります。

申請があった場合、上記(3)の要件に該当

しない限り、法務大臣は承認処分を行わなければならない、承認するか否かについて裁量は認められません。

(5) 承認申請者の負担金

承認処分がなされた場合、承認申請者は一定の負担金を納付しなければなりません。

負担金の金額は、「国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して定めるところにより算定した額」とされています。

この金額について、粗放的な管理で足りる原野の場合には20万円程度、市街地の宅地(200m²)については80万円程度になる見込みとされています。

(6) 施行時期

相続土地国庫帰属法は、公布後2年以内に施行されます。

6. 民法(物権法)の改正

(1) 共有物の変更に係る規律の見直し

ア 改正前

改正前は、共有物に変更を加えるためには、共有者全員の同意が必要とされていました。

また、共有者の一人又は一部のみが共有不動産を使用・占有している場合、従前は、共有者全員の同意がなければ、他の共有者がその共有物の明渡しを求めたり、その利用方法を変更したりすることはできませんでした。

イ 改正後

本年の法改正により、共有物の変更のうち、共有物の形状又は効用に著しい変化を伴わない、軽微な変更については、共有者全員の同意がなくとも、共有持分の過半数の同意により行うことができるようになりました。

また、共有者の一人又は一部のみが共有不動産を使用・占有している場合に、共有持分の過半数の同意により、明渡しを求めたり使用方法を変更することが可能に

なりました。(ただし、共有物の使用者に特別の影響を及ぼす場合には、その共有者の同意を得ることが必要とされています。)

(2) 共有物の変更・管理に関する制度の新設

ア 改正前

改正前には、共有物の変更については共有者全員の同意が、共有物の管理については共有持分の過半数の同意が必要でした。

そこで、所在等が不明な共有者がいる場合には、共有物の変更や管理ができないという事態が生じていました。

また、全ての共有者の所在が明らかであっても、共有者が多数であることや、他の共有者と疎遠であるとの理由で、共有物の管理について協議することが実質的には困難であるという事態も生じていました。

イ 改正後

そこで、法改正により、所在等が不明な共有者がいる場合に、他の共有者が共有物の変更・管理を行うために、裁判所に対して、共有物変更許可決定または共有物管理許可決定の申立てを行い、裁判所の決定を得て、共有物の変更・管理を行う制度が新設されました。

また、共有者間で、その都度、共有物の管理について意思決定を行うことができない事態に備えて、予め共有物の管理者を定め、当該管理者に共有物の管理を委ねる制度が創設されました。

(3) 所在等不明共有者の持分取得・譲渡制度の創設

ア 改正前

改正前は、所在等が不明の共有者がいる場合に、その共有者の持分を他の共有者が取得したり、譲渡する規定が存在しませんでした。そのため、他の共有者が共有関係を解消したいと考えても、共有物全体を処分することは困難でした。(この点、共有物分割手続により解消を図ることはできましたが、手続きが煩雑でした。)

イ 改正後

そこで、法改正により、所在等が不明の

共有者がいる場合、他の共有者がその持分を取得したり、あるいは、その持分を含めて共有物全体を譲渡するための制度が新設されました。

改正後、共有者は、一定の要件を満たす場合には、裁判所に申立てを行い、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の持分を取得ないし譲渡することが可能になります。

ただ、この制度は、所在等不明共有者の同意を得ることなく、この共有者の持分を処分するという強力な効果を有するものですので、裁判所がその決定を行うにあたって、申立を行った共有者は、裁判所の取り決めた供託金を供託する必要があります。

(4) 共有物分割訴訟の規律の見直し

ア 改正前

改正前は、相続の発生により相続人間で遺産が共有されている状態(遺産共有)を解消するには、相続人は遺産分割手続によらなければならないとされていました。しかしながら、相続人の一部の所在等が不明な場合、遺産分割協議を行うことが困難であるため、遺産分割手続がなされず放置されるという事態が生じていました。

イ 改正後

そこで、法改正により、相続開始から10年を経過した場合には、遺産分割手続ではなく、共有物分割訴訟によって共有関係を解消することが可能になりました。なお、相続開始から10年の経過が要件とされているのは、相続人が遺産分割上の権利(特別受益や寄与分を踏まえた具体的相続分による分割を求める権利等)を保障するためです。

(5) 新たな土地の管理制度の創設

ア 改正前

改正前は、所有者が所在不明の不動産や管理がなされていない不動産などの「不動産」自体の性質に着目した財産管理制度は存在しませんでした。

他方、所有者が所在不明である場合にっ

いては、従前より、不在者財産管理人制度が存在していましたが、この制度では、不動産だけではなく、不在者の財産全般が管理の対象となるため、管理費用が高額になる傾向があり、不動産の管理のみを目的として用いるにはハードルが高い印象がありました。

イ 改正後

改正法により、所有者が不明の不動産や、管理が不十分な不動産について、それらの不動産の管理に焦点を置いた新たな管理制度が設立されました。

今後は、利害関係人が裁判所に管理人の選任を申立て、裁判所が法定の要件を満たすと認めたときには、裁判所によって管理人が選任され、その管理人によって不動産の管理を行うことが可能になります。

(6) 相隣関係の規律の見直し

ア 改正前

改正前の民法においても、隣地使用权が認められていましたが、その要件は限定的であり、また行使方法についての明文の規定は存在しませんでした。

また、改正前の民法では、隣地から越境した枝については、隣地所有者に切除を求めることができるのみであり、みずから切除することはできませんでした。(この点、民法は、隣地から越境した根については、みずから切除できると規定していましたが、従前より、枝と根とでこのように扱いが異なるのは不合理ではないかと指摘されていたところでした。)

イ 改正後

改正後の民法は、隣地使用权が認められるための要件を明確化するとともに、隣地の使用方法や隣地使用权を行使する方法を新たに決めました。これにより、隣地使用权が、どのような場面で、どのように行使され、どの範囲での使用が認められるかが明らかになりました。

また、隣地から越境した枝について、相当期間を定めて切除するよう竹木の所有者

に催告したにもかかわらず、切除されない場合には、みずから切除できることが定められました。

さらに、新たに現代的なライフラインの設置に関する規律も設けられました。

(7) 施行時期

物権に関する民法の改正法は、公布後2年以内に施行されます。

7. 民法(相続法)の改正

(1) 遺産分割に関する規律の見直し

ア 改正前

改正前は、相続人は、遺産分割を行うにあたり、相続開始後の経過にかかわらず、いつでも、特別受益や寄与分を踏まえた具体的相続分の主張ができるとされていました。また、遺産分割調停・審判を申し立てた後も、いつでも取下げができることとされていました。

しかしながら、特別受益や寄与分に基づく具体的相続分の算定は複雑であることや、遺産分割について期間の制限がないことが、遺産分割がなされず放置される原因となっていました。

イ 改正後

法改正により、相続開始後10年を経過した後は、相続人は、法定相続分に従った遺産分割を主張できるに留まり、やむを得ない事情がない限り、特別受益や寄与分を踏まえた具体的相続分を主張することはできないこととされました。(ただし、相続開始前から10年を経過する前に、家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときなど、一部の例外にあたる場合は、10年経過後も具体的相続分を主張することは可能です。)

また、上記の改正に伴い、相続開始後10年を経過する前に申し立てた遺産分割

調停や審判を、10年経過後に取り下げられるには、他の相続人の同意を得なければならないとの規定も設けられました。

ウ 注意点

今回の改正による具体的相続分についての期間制限は、施行日より前に相続が開始している遺産の分割についても適用されます。

(2) 統一的な「保存型」の相続財産管理制度の新設

ア 改正前

改正前にも、相続財産を「保存」するための管理制度が存在しましたが、従前、この制度は、単純承認後から遺産分割前や、相続人全員が相続放棄をし相続財産法人が成立する場合には、利用することができませんでした。

他方、相続人全員が相続放棄後は、相続財産を「清算」することを目的とする相続財産管理人制度がありましたが、コストが高額になる傾向にありました。その結果、相続財産が適切に保存されず放置されてしまうことが少なくありませんでした。

イ 改正後

そこで、法改正により、相続発生後から、遺産分割等によって権利が確定するまでの間や、相続人全員が相続放棄した場合などにも切れ目なく相続財産を保存するための相続財産管理人制度が新設されました。

(なお、この法改正に伴い、相続人不存在の場合において、相続財産の清算を目的として選任される相続財産管理人の名称が、「相続財産清算人」に改められました。)

(3) 施行時期

相続に関する民法の改正法は、公布後2年以内に施行されます。

以 上

ジョギングと私

弁護士 橋本 弥江子

① 趣味と呼べるものがない私ですが、唯一長く続けているものがジョギングです。ジョギングが好きになったのは、中学校の行事がきっかけです。当時の京都教育大附属中学校では、毎年、「能力遠足」と呼ばれるマラソン大会がありました。加茂川の北大路橋付近から北上し、雲ヶ畑まで行って帰ってくるもので、走行距離は、28キロです。当然、ぶっつけ本番という訳にはいきませんので、能力遠足が近づくと、練習がありました。放課後の30分間、生徒が校庭を自分のペースで走りました。この練習で、昨日より今日、長い距離を走れるようになることが嬉しくて、ジョギングが楽しいと思うようになりました。

②リフレッシュ

現在は、週に1回、早朝に、高野川・鴨川沿いを40分程度走っています。

寒い朝は、運動着に着替えるのも億劫になって、出発まで、グズグズしてしまう時もありますが、それでも、一旦、家を出てしまえば、毎回、「今日も走ってよかった。」と思います。

一定のペースで走っていると、そのうち、「いつまでも走ってられるな。」と思える、とても心地のよい瞬間が訪れます。走っているときは、家事、仕事、その日の予定など、色々なことが頭を巡りますが、この瞬間は、一切忘れて、無の心境になります。この感覚を味わって、リフレッシュすることが、私がジョギングを続ける一番の理由です。

③旅行先で

ジョギングができる体力があると、旅行も楽しくなります。

観光地の移動に、バスや電車だと不便、徒歩だと時間がかかり過ぎるような時には、走るのが便利です(タクシーに乗ればいいという議論は横に置かせて下さい)。自分を追い込むためのジョギングではないので、ゆっくり走って、到着後、絶景を見る、博物館に入るなどして楽しめます。

また、昼間は、観光客でごったがえす観光地も、早朝であれば、すいています。観光客のいない風景を写真で撮ることもできます。2014年冬に訪れたバルセロナでは、建築家ガウディが設計したグエル公園を走りました。この公園は、昼間は、入場が有料ですが、早朝は、地元住民のために、解放されていたので、得した気分になりました。



④ダイエット効果

私は、これまで、3回、急激に太る体験をしています。

一度目は、司法修習の実務修習の時です。修習生行きつけの定食屋のランチがボリューム満点だったことや、弁護修習で、昼夜を問わず、何かとご馳走して頂いたことが原因です。前期修習のときに購入したスーツが後期修習ではパツパツになってしまいました。後期修習では、司法研修所の隣にあった森林公園を毎日のように走っ

て、体重を落としました。

二度目は、米国のロースクールに通っていた時です。授業以外は、図書館に籠もり、運動は一切なしの生活でした。日本から持って行ったスーツは、パツパツどころが、ウエストが締まらず、上着を脱げませんでした。卒業後、毎日、ジムや家の周りを走って、減量しました。

三度目は、二人目の出産後です。妊娠前より約10キロ増え、出産して、3,100gの赤ちゃんに加えて羊水も体から出ていったはずなのに、体重が変わりませんでした(何故!)。今は、過去2回のダイエットの時のように、毎日走ることはできません。それでも、週に1回のジョギングを再開してから、半年に1キロぐらいのペースで、体重が減ってきました。

⑤ ジョギングをしていると、マラソン大会に出たい気持ちも湧いてきます。コロナ禍で、2年連続、大会が中止になってしまいましたが、2022年こそは、谷口総合法律事務所 みなさんと一緒に、鯖江市のつつじマラソンに参加できるといいな、と思っています。



早朝のゲエル公園@スペイン・バルセロナ

ソーイング・ビー！

弁護士 千葉 真貴子

Eテレで木曜夜9時から放送中の「ソーイング・ビー」がおもしろい。BBCで放送されていたイギリスのソーイングコンテスト番組の翻訳版である。現在日本では「ソーイング・ビー4」を放送中だが、ファーストシリーズが日本で放送されたのは2019年秋だった。

イギリス全土から選考されたアマチュア裁縫家たちが、毎回3つの課題に挑み、1人又は2人ずつ脱落していく。最後に残った3人で決勝戦を行い、チャンピオンを決める。

1つ目の課題では型紙通りに基本的な服を作り、型紙を正確に読み取る力と縫製技術の正確さが問われる。2つ目の課題は用意された素材のリメイクで、センスやアレンジ力が問われる。3つ目は一人ひとり割り当てられたモデルの体型に合わせた服を作る。細かく

採寸してモデルにフィットさせる。テーマはワンピースから、ジャケットやコート、最終戦ではドレスまで作る。いずれも制限時間がある。合間に入るイギリス服飾史の解説も面白い。

出場者たちは、年齢も性別も、職業もバックグラウンドも様々。家族や普段の生活の紹介も入り、キャラクターが伝わってくるのでそれも面白く、何回か見ていると応援したい人ができてくる。ソーイングルームでの真剣勝負の後、休憩時間には皆でカフェでお茶をする(イギリスっぽい!)。ライバル同士だけどギスギスした感じはなくて、課題中でも普通に助け合ったりするし、回が進むにつれどんどん仲良くなり、称え合ったり喜び合ったり、脱落して去る人を惜しんで涙を流したり

する。この感じは日本のコンテスト番組ではあまりないなあと思う。

審査員は2人。デザイナーであるパトリック・グランドと、裁縫の講師メイ・マーティン(メイはシリーズ途中で交代)。辛口ながら愛あるコメントがまた楽しい。

審査を聞いていると、ソーイングで大事なポイントが分かる。生地の性質を理解することが大事、こまめなアイロンがけが大事、柄ものは柄合わせが大事、何よりモデルにフィットさせることが大事…ふむふむ、なるほど。

観ていると、自分も何か作りたくなってくる。うーんでもなあ…着られる服を作ろうと思うと、まずなかなか好みの型紙が見つからないし、自分で型紙を引く技量はないし、ちゃんとした布は高いし…結局買った方がいいんだよなあ…と身も蓋もないことを考えてしまう。こういう人間に創作活動は向かないとつくづく思う。

しかし、ちょうどファーストシリーズを放送していた2年前、折しも長男の小学校入学準備で図書バッグやらシューズ入れやらエプロンやらを作らねばならなかった。いつもだったら買うか、母(おばあちゃん)に外注に出すところだが、作ってみようか…?

布屋に出かけ、長男に好きな布を選んでもらう。普段から裁縫をしていない人間がいざやろうとすると、布の必要量の感覚が分からないからかなり多めに買うことになるし、布だけでなく生地合った色の糸やら、ゴムやボタン、小道具もいろいろ準備がいる。普段自炊をしない人がたまに作ろうと思うと調味料から何から揃えなければならず外食よりお金がかかるのに似ている。

大学時代に使っていたミシンを引っ張り出してカタカタやる。ほぼ直線縫いだけだけど。仕上がりも立体じゃなくて平面だけど。それでも、一枚の布から形になっていく過程には達成感がある。

バッグは布が少し薄かったから重ねて厚みを出すついでにリバーシブルにしてみたり、エプロンは子供でも脱ぎ着しやすいデザイン

にして首紐にゴムを通したり、それなりに工夫してなかなかいい感じに仕上がった。

久々だったけど結構上手くできたんじゃない? 長男は私への評価が激甘だから(※普段私がちゃんとしてないからハードルが低い)めっちゃ喜ぶんじゃない? とうきうきしながら長男を呼ぶ。エプロンを着てもらって、どう、着やすいでしょ、サイズもちょうどいいねーと意気揚々話していると、長男がエプロンをじっと見て一言。

「このポケット、柄合わせができてないね。」……。

そうだった。長男も私の横で一緒にソーイング・ビーを観ていたんだった。柄合わせができていないとパトリックがよく怒ってたもんね。

そうか。しかしまさかこんなファンシーで規則性のない柄の布で柄合わせを要求されるとは。

でもやろうと思えばできたはず。たかが子供のエプロンだと思ってなめてかかっていたなかったか。次作るときは柄合わせも完璧にやってやろう。

それから2年たった今年、またまた放送中のソーイング・ビー4に刺激を受け、サイズアップした長男の新しいエプロンを作った。今度は前より早く手際よくできたし、柄合わせも完璧。上達を感じると嬉しくなる。

ちょっと、はまったかもしれない。



回想 ①キツネ

会長 弁護士 谷口 忠武

昭和 40 年代終り頃のことだったと思う。その頃私は、忙しい駆け出し弁護士の仕事の合間を縫って、花脊で購入し始めた山林に通い、林業に夢中になっていた。日曜たんびに出かけたため、妻は「花脊ウイドウ」と言って、つまらない思いをしていたと、後にこぼしていた。

話は、その頃に出会ったキツネのことである。夜明け前に家を出た私は、まだ早朝に花脊峠中腹のカーブに差し掛かった。そこに一匹の狐が倒れており、その横にもう一匹の狐が寄り添うように座っていたのです。私は、ゆっくりそばを通り抜け、停まってそっと観察しました。私が停まって見ていると、寄り添っていた狐はやがて斜面を登って上がっていきましました。ところが、狐は、笹に隠れるように身を潜め、じっとうずくまり、倒れた狐のほうを見守っているのです。私は、邪魔をすればいけないような気がして、そっとその場を離れました。二匹の狐は、夫婦だったのでしょうか。一匹が交通事故にあったのでしょうか。

子どもの頃に読んだ「狐のビクセン」という話を思い出しました。細かい内容は覚えていないのですが、狐の夫婦はとても仲が良いということと、片方が死んだとき、他方は、そのそばを離れないというようなことが書かれていたように思います。私が見た狐の夫婦もその通りでした。

子供の時に読んだ本を読み返してみたいと思いました。シートン動物記に違うなと思い、図書館に当たりました。シートン動物記という小冊子をを借りられたのは、上下の 2 冊でした。1 冊に、5 話ずつしかのっておらず、私の読みたい話には、巡り会うことができませんでした。

50 年ほど前、私が花脊で林業に関わりだした頃には、狐はよく見かける動物でした。

ところが、いつの頃からか全く見られなくなりました。当地区では、絶滅してしまったと言っても間違いないでしょう。

改めて振り返ってみると、花脊の山林で見かける動物にも大きな変遷があることに気がつきます。

昔も今も生息がよく話題に上るのは熊(月の輪熊)です。私が花脊で林業を始めた頃(約 50 年前)、熊の問題は、植林木にたいする害獣(熊剥ぎ)としてのそれでした。熊は、大切に育てている植林の生長した木の幹に爪を立て、木の皮を剥がすのです。これを「熊剥ぎ」と言います。幹周り全体が剥がされると、木は枯れてしまいます。一部にとどまり、枯れずに済んだとしても、剥がされた部分は、腐り、木材としての価値を失います。この部分は、元木の部分に当たります。一本の木のうち、一番高価なのが元木部分なので、その被害は、とても大きいのです。熊は、植林の中の成長、形質の良い木を剥ぐ傾向があります。植林を育てているものにとっては、とても悔しいのです。

私が購入した山林の植林にもたくさんの熊剥ぎがありました。その後、私が所有する林地に順次植林をして育ててきましたが、熊剥ぎ被害は、少なくなっているように思います。

去年は、花脊でもそうですが、全国的にも熊の出没情報が多かったように思います。情報は、もっぱら人身被害の危険情報のみでした。山林被害の話題などこれっぽちも聞きません。林業が廃れ、国民の関心から離れてしまっている現在では、やむを得ないのでしょうか。淋しい限りです。

去年は熊の住宅地への出没情報が確かに多かったです。しかし私は熊が増えたのだとは

思っています。去年は山に熊の食料がとても少なくなってしまったのです。ドングリなど、広葉樹の実が熊の主な食料なのですが、長年にわたる「カシノナガキクイムシ」の被害や台風、大雨の被害で、木の実が、極端に少なかったから人里に食べ物を求めたのだと思います。熊もかわいそうです。

山林を所有しだしてから15年間ぐらいは、たくさん植林し、保育をしました。その頃、よく目にした動物は熊、狐以外では、猪、野ウサギ、ヤマドリぐらいでしょうか？植林した幼苗の大敵は、野ウサギでした。今では、圧倒的に鹿の食害なのですが、当時はまだ鹿を見かけることは無かったような記憶です。野ウサギが杉の幼苗を食べた痕跡は、見事なものです。苗の軸を鎌などの鋭利な刃物でスパッと斜めに切ったような見事な切り痕なのです。野ウサギの歯は、どんな構造になっているのでしょうか？不思議でした。

あの頃は、花脊の畑で農作物を作っても、さしたる獣害を受けることはありませんでした。もちろん、今のように、獣害防止に網で囲った農地なんてものはありませんでした。その後、林業が廃れていくのと機を同じくして、森林の環境にも変化が起こり、狐だけでなく、野ウサギやヤマドリも、あまり見かけなくなりました。

代わって起こったのは、鹿、猪、猿の大増加、アライグマ、ハクビシンなどの外来獣の繁殖でした。途中に、植林に重大な損害を及ぼすニホンカモシカが生息域を拡張、花脊の方にも及びそうだとニュースが流れました。実際に、広河原では、目撃されたようですが、その後問題にはなりませんでした。

狸は、夜行性動物なので、見る機会は少ないのですが、私の山林管理を手伝ってもらっていた大岩さん(花脊大布施町在住)の山際の窓縁によくやってきたので、生息は確認していました。アライグマやハクビシンが繁殖しているのだから、今でも狸は健在なのだろうと思っています。

その後の異変は、なんとと言っても鹿の急激

な増加です。なぜこんなにも急に生息数を増やしたのか、確かなことはよう言わないのですが、私に思い当たることは二つです。一つは天敵の消滅です。鹿の天敵の代表は、オオカミだったと思いますが、これは、とうに絶滅しています。次の天敵は狐です。狐は、鹿の赤ちゃんを捕食すると聞いていました。その狐が絶滅し、自然界の天敵がいなくなってしまったことが大きいでしょう。もう一つは、狩猟の減少です。山の猟師さんは、林業者の冬場の仕事の一つであったことが多かったと思います。一般的に狩猟を行う人口が激減していたところに、林業が衰退し、第2の天敵人間による狩猟も激減したのでした。これらがわかりやすい原因でしょうが、私は、本当の原因は、森林の環境が激変したこと、その要因は森林を守り続けてきた林業の崩壊、それと燃料革命を中心とする生活環境の激変にあったと思っています。

ちなみに、ジビエの対象獣は、熊、猪、鹿です。私は、この3つともいただいて食べたことがあります。外見が一番きれいで、美味しそうなのは、熊の肉です。ステーキ風に切った肉は、周囲に脂身を巡らせた赤いもので、それは美味しそうです。でも、固くて不味くて、食べられたものではありません。一番美味しいのは、猪でしょう。

鹿の害については、稿を改めて書きたいと思います。とてもついでに触れるような簡単なものではないのです。



事務局便り

事務局 照田 久実

平成 29 年のとある事務所会議のレジュメに目を通すと「えっ？」私は驚きの文字を発見しました。

それは「福利厚生委員＝照田」の文字。

私 「あの～、先生。福利厚生委員って書いてあるんですけど。いつ決まったんでしょうか？」

所長 「やって。」

私 「いや、あの～。何をすればいいんでしょうか？」

所長 「何でもいいし、楽しいことやって。」

私 「本当に楽しいことを何でもやっていいんでしょうか？」

所長 「いいよ。」

私 「わかりました。」

ふふふ…楽しいことを何でもやっていい、そんな楽しい委員なら喜んでお引き受けしますよ、というわけで行事の様子を皆様にご紹介したいと思います。

といういつものくんだりから、楽しいイベントでの出来事を書く予定がコロナの影響で全て自粛…何もありません。しかしピンチはチャンスと捉え、自分が思っている事を少し書いてみようかと思えます。

私の勤続年数も、早いもので今年の 12 月末で丸 10 年となります。今では、受付のみならず、総務も任せていただけるようになり、感慨深いものがあります。この 10 年受付業務をする上で、一貫して大切にしてきたことがあります。それは『素人目線を忘れない』です。「何を言っているんだ」「法律事務所な

のにプロの仕事を目指すべきだろう」とお叱りの声が今にも飛んできそうですが、これは私の信念です。

思い返せば 10 年前、私は畑違いの業界にやってきて、右も左も分からない生まれたてのヒヨコのような存在でした。見るもの聞くもの全てがチンプンカンプンです。もしも間違えてしまったら依頼者の方の人生を左右してしまうかもしれない、と緊張の毎日でした。

とにかく文章が難しい、堅苦しい、こんな言葉は聞いたことがない、先輩方に「この文章はどういう意味なんですか？」と隙を見ては質問していました(その頃の私はパソコンも楽に扱えない情けない状態でしたので自分で調べるのはちょっと厳しかったのです…反省)。法律を扱う文章というのは話し言葉とは全く違います。話し言葉ならこんなに簡単でわかりやすいのに裁判所に提出する書面になると、どうしてそんなふうになるのだろうか…うーんと唸る日々を過ごしていました。

「〇〇円を支払え」なんて書いてあるものを見た時には、とんでもなく怖いと思ったものです。そういう書き方をするものなのだそうです。知らないものからすると恐ろしい手紙が来たと思うものです。

ところで、人間には慣れというものがあります。この慣れこそが諸悪の根源だと感じています。

その職場で仕事をするために当然知っておかなければいけない知識や仕組み、あるいは商品、そういったものを人は必死に努力して覚えていきます。そうして、長年過ごしてい

るとつい勘違いをしてしまいます。そうです。自分が知っていることは全員常識として知っているものと勘違いしてしまうのです。自分もはじめてその職場に入った時は何もわからなかったのに、慣れてしまうとそれは常識だろうと思ってしまうのです。私はそれが一番怖いことだと思っています。

前述で私が生まれたてのヒヨコ状態だったことを思い出してください。

来所して下さった依頼者の方々はヒヨコだった私と同じで、とても不安な思いでおられるのです。大半の方がそうだと思いますが、まさか自分が弁護士に相談するようなことになるなんて、青天の霹靂、最後の砦、藁にもすがる思いでおられるのです。その事を決して忘れてはいけないのです。

もしも私がこんな常識も知らないの？ というような態度をとってしまったら、聞きづらくなり二度と質問しないと思ってしまいます。それではいけないのです。依頼者の方と弁護士を繋ぐのは信頼関係、なんでも話しやすい関係がより良い結果を産むのです。話しやすい、聞きやすい、それが一番大切なことなのです。

私は法律に関することにはお答えできませんが、依頼者側の目線、立場になって、一緒に書類を見たり、弁護士に取り次ぐことができます。聞きづらいとおっしゃる場合には代わりに弁護士に聞くことができます。あるいは、気持ちが落ち着かれるまで世間話をすることができます。相談してはみたけれど、今後どうしたら良いのかと思い、気持ちがいっぱいいっぱいになることもあります。そんな時はどうぞお話して帰ってください。悩みを一人で抱え込んではいしんどくなります。微力ではありますが、少しでも気持ちがほぐれるお手伝いができればと思っています。

というわけで『素人目線を忘れない』いえ、『ヒヨコの気持ちを忘れない』を胸に11年目も心新たに努力して参りたいと思います。

あの事務所に頼んで良かったと思っていただけのように。



編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました弁護士山崎悠先生、本当にありがとうございました。山崎先生には近年話題にのぼる空き家問題等にも深く関わりのある法改正について詳しく解説していただいております。是非ご一読ください。また、今号では、IT化の話題をお届けしました。当事務所は勿論、法曹界でもWEB裁判の普及、ペーパーレス化等、様々な変化が起きていることをご紹介いたしました。

さて、本年も残りわずかとなります。来年の干支、寅年は「様々な社会問題が発生する中で、古い制度や枠組を改変し、安定した繁栄成長の礎を築くべき年になると言えるでしょう。」とありました。本当にそのような年になるよう心から願います。皆様、今後とも谷口総合法律事務所をどうぞよろしくお願いいたします。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 50 号 令和3年12月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子 照田 久実

藤井 凱

谷口総合法律事務所 鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 見延 遥加 川井 奈菜